

日本関節病学会 第29回評議員会

平成21年11月18日 17:40~18:40
新横浜プリンスホテル 3階 セレナーデ

報告事項

1. 第37回会長の挨拶

渥美敬会長より、学術集会プログラムについての説明がなされ、開催にあたり挨拶がなされた。

2. 会員状況報告

齋藤修幹事より平成21年度末現在の会員数について報告がなされ、以下の物故会員に対し、黙祷を捧げた。

名誉会員：嶋 良宗、山中 健輔

正会員：糸数 万正、井上 和彦、佐々木 章

(敬称略)

3. 平成21年度会計報告

齋藤修幹事より平成21年度収支および財産目録について説明がなされ、浜田良機監事より監査結果の報告がなされた。平成21年度決算は訂正、変更なく承認された。

4. 平成22年度予算案

齋藤修幹事より平成22年度予算案について、理事会にて以下の修正がなされたことが説明され、理事会修正案のとおり承認された。

校閲料	300,000円	→	0円	(減額 300,000円)
学会援助費	2,000,000円	→	3,000,000円	(増額 1,000,000円)

5. 編集委員会からの報告

小宮節郎編集委員長より会誌発行状況、投稿状況および松末吉隆委員のアドバイザー就任について報告がなされた。

また、本学会誌が(独)科学技術振興機構の平成21年度電子アーカイブ事業対象誌に選定され、2008年以前に発行された本学会誌を対象に電子化し公開することが報告された。龍順之助理事長より、電子化に伴うプライバシーチェックに関しての協力が要請された。

6. 広報委員会からの報告

齋藤知行広報担当理事より新委員の選出およびホームページのリニューアルについて報告がなされた。

7. 学会準備状況

久保俊一第 38 回会長より会期変更および第 15 回関節症研究会との併催について説明がなされた。

引き続き齋藤知行第 39 回会長より会期、会場予定について報告がなされた。

【第 38 回日本関節病学会】

会期：平成 22 年 11 月 18-19 日

会場：ウエスティン都ホテル京都

【第 39 回日本関節病学会】

会期：平成 23 年 11 月 11-12 日

会場：パシフィコ横浜

8. 平成 21 年度日本関節病学会優秀論文賞

龍順之助理事長より以下 2 名の受賞決定について報告がなされた。

1 位論文：小関弘展『高面圧条件下における金属表面改質 Metal-on-Metal 摺動の摩擦磨耗特性』

2 位論文：高橋 忍『手術スコア

—治療方針の決定と共有のための支援ツールの提案—』

(敬称略)

審議事項

1. 新名誉会員の選出

龍順之助理事長より新名誉会員として以下 6 名が推薦され、承認された。

新名誉会員：井上 一、忽那龍雄、鳥巢岳彦、乗松尋道、平澤泰介、圓尾宗司

(敬称略)

2. 次々々期会長の選出

理事会より第 40 回会長として小宮節郎氏（鹿児島大学）が推薦され、満場一致で承認された。

3. 関節症研究会の本会への併合

関節症研究会からの本会への併合依頼について説明がなされ、受諾することが承認された。

4. 新評議員の選出

龍順之助理事長より平成 21 年度内に以下 6 名の推薦があったことが報告され、承認された。

赤木将男（近畿大学）

井口普敬（名古屋市立大学）

小林正明（名古屋市立大学）

田中康仁（奈良県立医科大学）

桃原茂樹（東京女子医科大学）

森田充浩（藤田保健衛生大学）

また、関節症研究会との併合に先立ち、以下の 7 名の関節症研究会役員を本会評議員へ移行することが決定した。

黒澤 尚（順天堂東京江東高齢者医療センター） 古賀良夫（新潟こぼり病院）
神宮司誠也（九州大学） 戸田佳孝（戸田整形外科リウマチ科クリニック）
中村 洋（日本医科大学） 松本智子（あじさいクリニック）
脇谷滋之（大阪市立大学）

（敬称略）

5. 会則の改定

以下のとおり、会則および会則施行細則の改定が承認された。

会則第 5 条

現行	改定
本会の会員は、次のとおりとする。	本会の会員は、次のとおりとする。
一、正会員：	一、正会員：
二、準会員：	二、準会員：
三、功労会員：年齢 70 歳未満で原則として次に該当する会員の中から理事長が推薦し、評議員会で承認された者	（三項の撤廃、以下繰上） 三、名誉会員：年齢 65 歳以上で原則として次に該当する会員の中から理事長が推薦し、評議員会で承認された者
1) 国公立大学の教授職を退いた者	1) 国公立大学の教授職を退いた者
2) 本会の会長を経験し、現職を退いた者	2) 本会の会長を経験し、現職を退いた者
四、名誉会員：原則として次のすべてに該当する者の中から理事長が推薦し、評議員会で承認された者	3) 本会に対して多大の寄与をなした者
1) 年齢 70 歳以上	
2) 20 年以上本会又はこれに準ずる会の正会員である者	
3) 本会に対して多大の寄与をなした者	

会則施行細則 第 3 条 2 項

現行	改定
一、3 年間に 1 回以上本会学術集会発表または本会誌に論文報告を行うこと。	一、 <u>次のいずれかを満たすこと。</u>
二、3 年間に 1 回以上本会学術集会および評議員会に出席すること。 （特別な理由のある場合は考慮する）	1) 3 年間に 1 回以上本会学術集会発表または本会誌に論文報告を行うこと。 2) 3 年間に 1 回以上本会学術集会および評議員会に出席すること。 （特別な理由のある場合は考慮する）
三、評議員の任期は 69 歳までとする。	二、 評議員の任期は 69 歳までとする。